

令和4年3月30日  
(2022年)

椎谷 哲夫 様

吹田市議会議長 石川 勝

令和4年2月21日付けで頂きました、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてのお問合せに関し、回答します。

本市議会において令和3年9月30日に可決した、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書につきましては、平成30年2月付けの内閣府による「家族の法制に関する世論調査」の概要に記載されている、選択的夫婦別姓制度に関する調査結果を、意見書で示す内容の根拠の一つとしております。

当該調査における、「婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」との回答につきましては、選択的夫婦別姓制度という言葉の定義に明確な基準がないことから、通称の使用の法制化という形での選択的夫婦別姓制度の導入に賛成するとも読み取れるため、本意見書において、「婚姻に際し夫婦同姓、夫婦別姓のどちらでも選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成又は条件付きで賛成の人が66.9%」と記載しております。

以上の解釈などを含め、当該意見書が妥当であるかどうかについて、各議員がそれぞれの意思で表決し、その結果可決したため、地方自治法第99条に基づき、議会の意思として提出したものととなりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。